

小水力発電開発技術支援事業実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、山口県企業局（以下「企業局」という。）が水力発電事業で培った知識や経験を活かし、水力発電に取り組もうとする県内の市町及び公共的団体等に対し、技術的な観点から助言や情報提供を行う「小水力発電開発技術支援事業」について、必要な事項を定めるものとする。

(技術支援の実施)

第2条 企業局は、次に掲げる支援（以下「技術支援」という。）を、当該技術支援を受けようとする者の申込みにより行う。

- (1) 出力 1,000 kW以下の水力発電の開発（以下「小水力発電開発」という。）の導入についての検討に関する助言
- (2) 小水力発電開発に必要な各種申請の手続きに関する助言
- (3) 小水力発電開発に係る現地調査に関する助言
- (4) 小水力発電開発に関する情報提供その他公営企業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要があると認めた支援

(技術支援の対象者)

第3条 技術支援を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 自らが事業者として小水力発電開発に取り組もうとする県内の市町及び公共的団体
- (2) その他管理者が特に必要があると認める団体

(技術支援の申込等)

第4条 技術支援を受けようとする者は、小水力発電開発技術支援申込書（別記第1号様式）を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による申込みがあったときは、支援事業を実施するかどうかの決定をし、その結果を小水力発電開発技術支援決定通知書（別記第2号様式）により当該技術支援の申込みをした者に通知する。

(費用の負担)

第5条 技術支援に要する費用は、企業局の負担とする。

(技術支援の利用に関する相談)

第6条 企業局電気工水課においては、技術支援の利用に関する相談に応じるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年7月20日から施行する。

山口県公営企業管理者 様

申込者 郵便番号
主たる事務
所の所在地
名称
代表者の氏名

㊟

小水力発電開発技術支援申込書

下記のとおり小水力発電開発に関する技術支援を受けたいので、小水力発電開発技術支援事業実施要領第4条第1項の規定により申込みます。

記

1 候補地について

- (1) 地点名 _____ (_____水系_____川)
(2) 所在地 _____
(3) 種 別 河川 水道 農業用水路 その他 (_____)
(4) 概 要 落差 (約 _____ m) 流量 (約 _____ m³/秒)
(5) 使用用途 売電 自家消費 (用途: _____) 未定
(6) 資金計画 自己資金 補助を活用 その他 (_____)
(7) 添付資料 別添のとおり (地図 状況写真 関係図面 その他)

2 希望する支援の内容等

- 導入についての検討に関する助言 (内容: _____)
各種申請の手続きに関する助言 (内容: _____)
現地調査に関する助言
情報提供 (内容: _____)
その他発電計画の概要や支援を受けたい内容

[_____]

3 担当者及び連絡先

所属・部署 _____
役職・氏名 _____
T E L _____
F A X _____
E - m a i l _____

平 企業電工第 号
平成 年(年) 月 日

様

山口県公営企業管理者

小水力発電開発技術支援決定通知書

平成 年 月 日付けで申込みのあった小水力発電開発に関する技術支援については、小水力発電開発技術支援実施要領第4条第2項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 次のとおり技術支援を行います。
 - 導入についての検討に関する助言
 - 各種申請の手続きに関する助言
 - 現地調査に関する助言
 - 情報提供等 ()

- 下記の理由により申込みのあった技術支援を行いません。
理 由 ()